

令和3年度 法人税関係法令の改正の ポイント

関東信越国税局
調査査察部 調査審理課

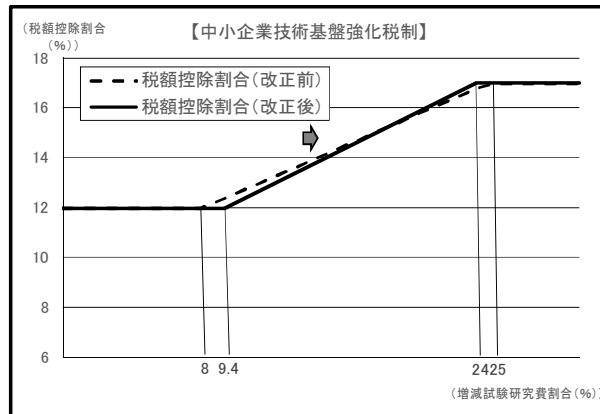
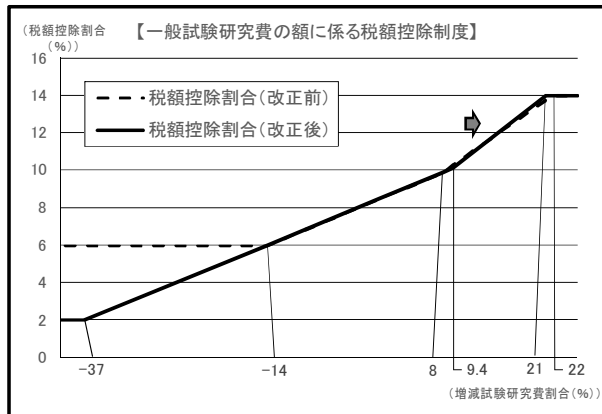
令和3年度 法人税関係法令の改正のポイント

- 1 活発な研究開発を維持するための研究開発税制の見直し
- 2 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の見直し
(旧：給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除制度)
- 3 デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制の創設
(情報技術事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除制度)
- 4 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設
(生産工程効率化等設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度)
- 5 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設
(中小企業事業再編投資損失準備金制度)
- 6 株式対価M&Aを促進するための措置の創設
(株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例)
- 7 繰越欠損金の控除上限の特例の創設
(認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例の創設)

1 活発な研究開発を維持するための研究開発税制の見直し

- (1) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し
- (2) 中小企業技術基盤強化税制の見直し

○ 厳しい経営環境にあっても研究開発投資を増加させる企業について、2年間の時限措置として、税額控除の上限を引き上げる（改正前：25%→30%）とともに、研究開発投資の増加インセンティブを強化する観点から、税額控除割合カーブの見直し及び一般試験研究費の額に係る税額控除制度の税額控除割合の下限の引下げ（下図参照）が行われました。



1 活発な研究開発を維持するための研究開発税制の見直し

- (3) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

○ 対象となる特別試験研究費の額に、国立大学、大学共同利用機関、公立大学及び国立研究開発法人の外部化法人との共同研究並びにこれらの法人の外部化法人への委託研究に要する費用の額が追加され、その税額控除割合が25%とされました。

改正前			改正後		
共同試験研究 委託試験研究	特別研究機関等	30%	特別研究機関等	30%	共同試験研究 委託試験研究
	大学等		大学等		
	研究開発型ベンチャー	25%	研究開発型ベンチャー	25%	
	中小企業者		国公立大学・国立研究開発法人の外部化法人		
他の者（民間企業等）	20%	中小企業者	20%		
技術研究組合		他の者（民間企業等）			
知的財産権の使用料	中小企業者	20%	知的財産権の使用料	中小企業者	20%
希少疾病用医薬品等に関する試験研究 特定用途医薬品等に関する試験研究		20%	希少疾病用医薬品等に関する試験研究 特定用途医薬品等に関する試験研究		20%

○ 委託試験研究費から委託先で試験研究費に該当しないものを除くなどの適正化が行われるとともに、共同研究の相手方が行う特別試験研究費の額であることの確認について、相手方が独自に報告書を作成する必要なく、第三者が作成した報告書等によって確認することが可能であることを明確化する等の運用改善が行われることとされました。

1 活発な研究開発を維持するための研究開発税制の見直し

(4) 制度の対象となる試験研究費の額の見直し

○ クラウド環境で提供するソフトウェアなどの自社利用ソフトウェアの制作に要した試験研究費を、研究開発税制の対象とするなど、試験研究費の額の範囲について見直しが行われました。

- 具体的には、
- ① 試験研究のために要する費用の額で研究開発費として損金経理をした金額のうち、棚卸資産若しくは固定資産（事業の用に供する時において試験研究の用に供する固定資産を除きます。）の取得に要した金額とされるべき費用の額又は繰延資産（試験研究のために支出した費用に係る繰延資産を除きます。）となる費用の額が追加されました。
 - ※ 課税所得の計算上、資産の製作のために要する研究開発費を資産の取得価額に含めるか費用処理するかの基準は変更されていません。
 - ② 上記①の見直しに伴い、売上原価等の原価の額並びに上記①の固定資産又は繰延資産の償却費、除却による損失及び譲渡による損失の額が除外されました。また、新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究に該当しない試験研究のために要する費用の額が除外されました。

【自社利用ソフトウェアの会計処理と税務処理】

		自社利用ソフトウェアの利用により将来の収益獲得又は費用削減		
		が確実であると認められない (にならないことが明らか)	が確実であるかどうか不明 (になるかどうか不明)	が確実と認められる (になることが明らか)
会計処理		研究開発費として損金経理	研究開発費として損金経理	資産計上
税務処理		損金算入可能	資産計上	資産計上
税額控除	改正前	適用可（損金算入部分）	適用不可	適用不可
	改正後	適用可（損金算入部分）	適用可 (研究開発費として損金経理した部分)	適用不可

5

2 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の見直し

(1) 人材確保等促進税制

○ 新たな人材の獲得及び人材育成の強化を促しつつ、第二の就職氷河期を生み出さないようにする観点から、新規雇用者に対する給与を一定割合以上増加させた企業に対して、新規雇用者給与等支給額の一定割合を税額控除できる措置が講じられました。（2年間の時限措置）

要件(改正前)

- ① 継続雇用者給与等支給額：対前年度増加率3%以上
 - ② 国内設備投資額：当期の減価償却費の総額の95%以上
 - ③ 雇用者給与等支給額：前年度を上回ること
- 《上乗せ要件》
- 教育訓練費：前期・前々期の教育訓練費の平均の1.2倍以上

要件(改正後)

- **新規雇用者給与等支給額**（※1）：対前年度増加率**2%以上**
- 《上乗せ要件》
- 教育訓練費：前期の**教育訓練費**の1.2倍以上

税額控除(改正前)

- 雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除
- 上乗せ要件を満たす場合は税額控除割合を5%上乗せ
- 税額控除上限額は調整前法人税額の20%

税額控除(改正後)

- **新規雇用者給与等支給額**（※2）（**雇用者給与等支給額**（※2）の**対前年度増加額が上限**）の15%の税額控除
- 上乗せ要件を満たす場合には税額控除割合を5%上乗せ
- 税額控除上限額は調整前法人税額の20%

（※1）雇用安定助成金額がある場合でも、雇用安定助成金額を控除しないで計算します。

（※2）雇用安定助成金額がある場合には、雇用安定助成金額を控除して計算します。

6

2 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の見直し

(2) 中小企業者等における所得拡大促進税制

- 中小企業全体として雇用を守りつつ、賃上げだけでなく、雇用を増加させる企業を下支えする観点から、適用要件が見直された上で、適用期限が2年延長されました。

要件(改正前)

- ① 継続雇用者給与等支給額：対前年度増加率1.5%以上
 - ② 雇用者給与等支給額：前年度を上回ること
- 《上乗せ要件》
- 継続雇用者給与等支給額：対前年度増加率2.5%以上 かつ 次のいずれかを満たすこと
 - ・教育訓練費：前期の教育訓練費の1.1倍以上
 - ・経営力向上について一定の証明がされたものであること

要件(改正後)

- 雇用者給与等支給額(※1)：対前年度増加率1.5%以上
- 《上乗せ要件》
- 雇用者給与等支給額(※1)：対前年度増加率2.5%以上 かつ 次のいずれかを満たすこと
 - ・教育訓練費：前期の教育訓練費の1.1倍以上
 - ・経営力向上について一定の証明がされたものであること

税額控除(改正前)

- 雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除
- 上乗せ要件を満たす場合は税額控除割合を10%上乗せ
- 税額控除上限額は調整前法人税額の20%

税額控除(改正後)

- 雇用者給与等支給額(※1)の対前年度増加額(雇用者給与等支給額(※2)の対前年度増加額が上限)の15%の税額控除
- 上乗せ要件を満たす場合には税額控除割合を10%上乗せ
- 税額控除上限額は調整前法人税額の20%

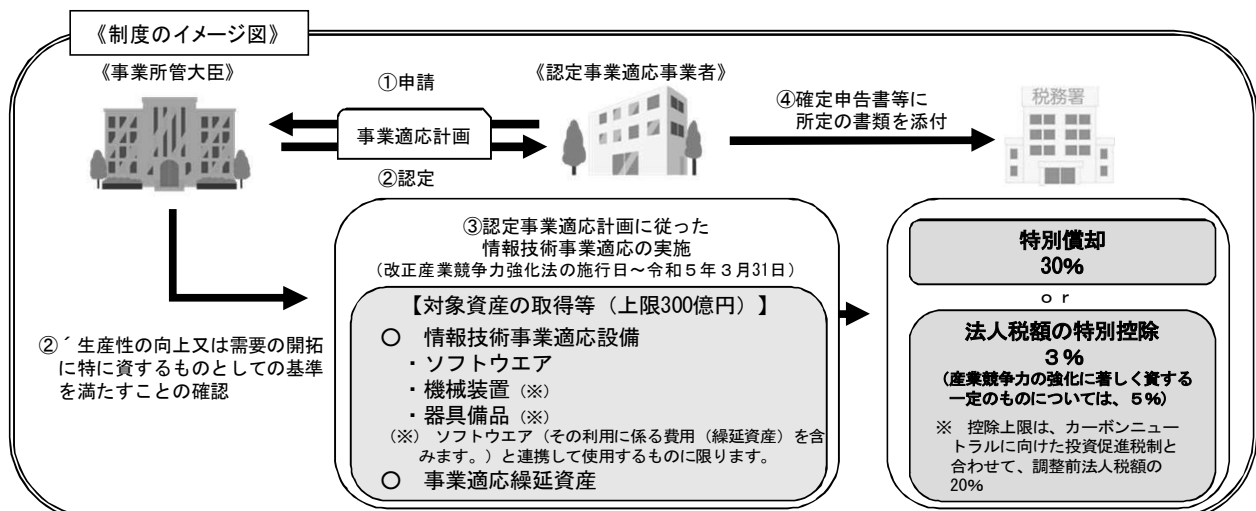
(※1) 雇用安定助成金額がある場合でも、雇用安定助成金額を控除しないで計算します。

(※2) 雇用安定助成金額がある場合には、雇用安定助成金額を控除して計算します。

7

3 デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制の創設

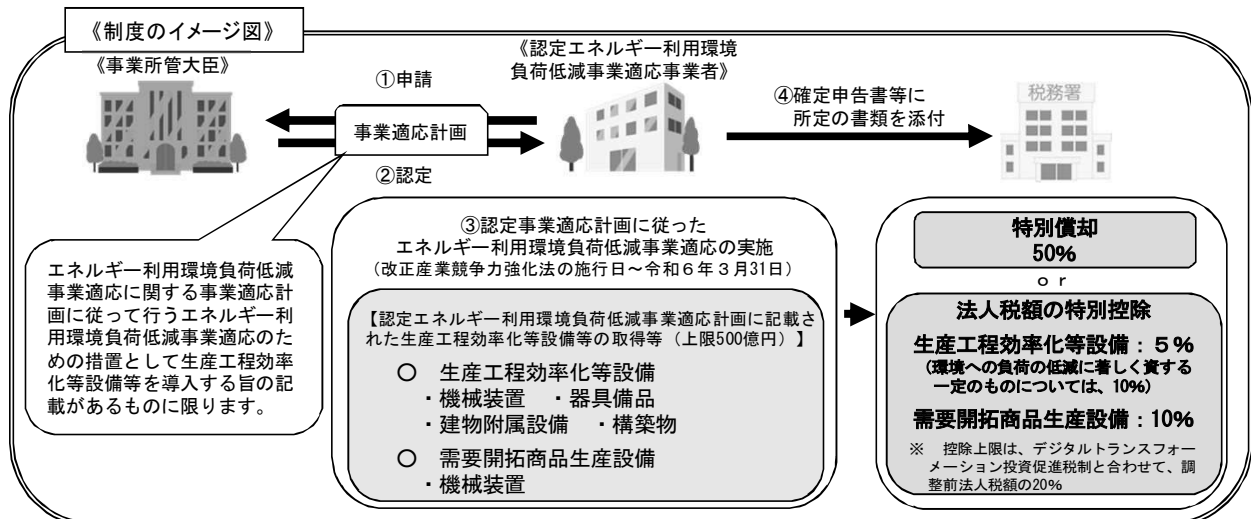
- デジタル技術を活用した企業変革を進める観点から、「つながる」デジタル環境の構築(クラウド化等)による企業変革に向けた投資について、税額控除(5%・3%)又は特別償却(30%)ができる措置が創設されました。(2年間の時限措置)



8

4 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

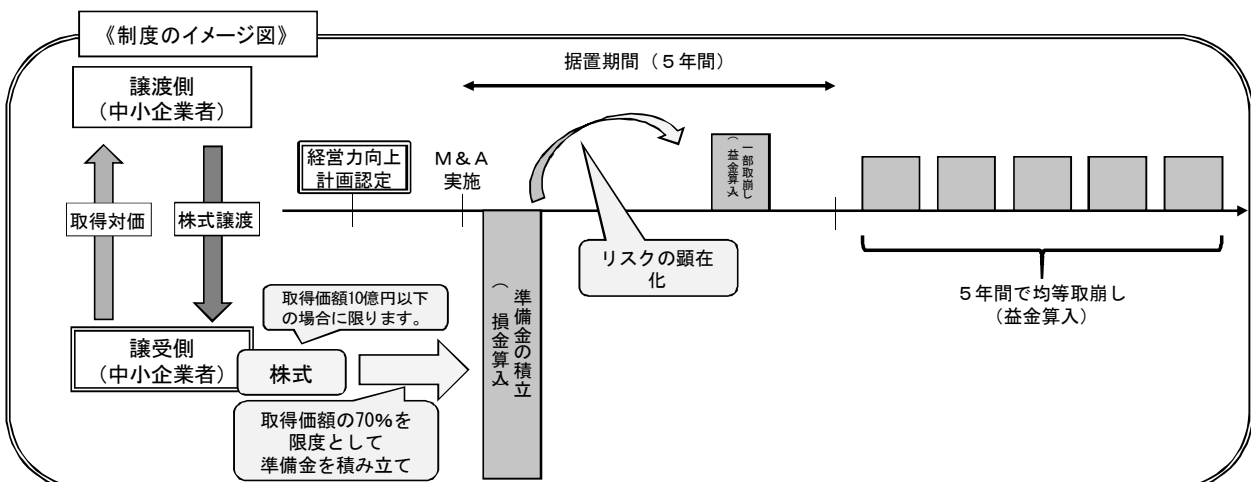
- 2050年カーボンニュートラルに向け、脱炭素化効果の高い先進的な投資（化合物パワー半導体等の生産設備への投資、生産プロセスの脱炭素化を進める投資）について、税額控除（10%・5%）又は特別償却（50%）ができる措置が創設されました。（3年間の時限措置）



9

5 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

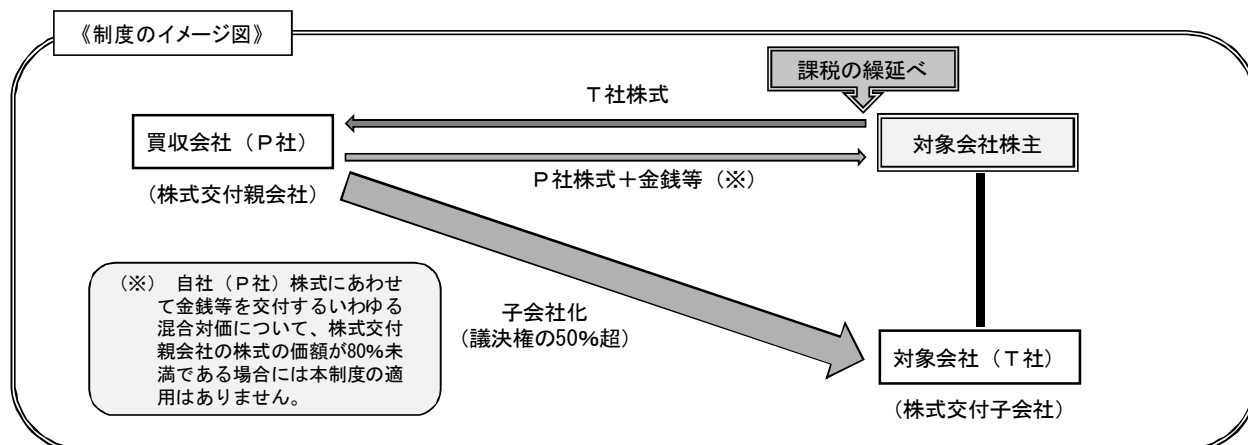
- M&A実施後に発生する中小企業の特有のリスク（簿外債務、偶発債務等）に備える観点から、M&Aに関する経営力向上計画の認定を受けた中小企業者が、株式譲渡によってM&Aを実施する場合（取得価額が10億円以下の場合に限りします。）において、株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積立金額を損金算入できることとされました。（計画の認定期限：令和6年3月31日）
- この準備金は、据置期間終了後、原則として、5年間で均等額を取り崩して益金算入することとなります。



10

6 株式対価M&Aを促進するための措置の創設

- 企業の機動的な事業再構築を促し、競争力の維持・強化を図る観点から、自社株式を対価として、対象会社株主から対象会社株式を取得するM&Aについて、対象会社株主の譲渡損益に対する課税を繰り延べる措置が講じられました。

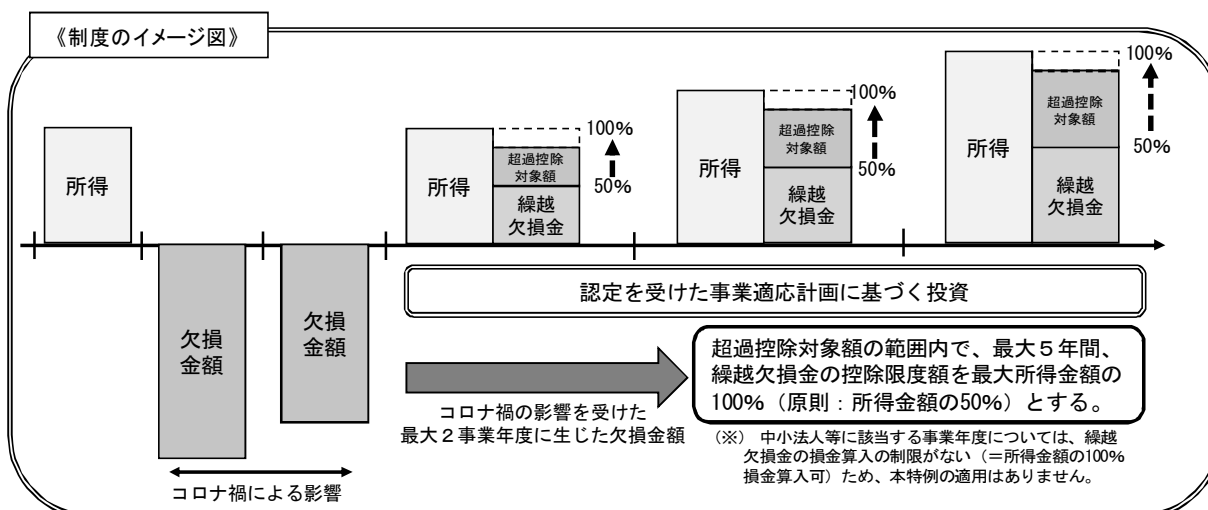


11

7 繰越欠損金の控除上限の特例の創設

- コロナ禍の厳しい経営環境の中、赤字であっても果敢に前向きな投資（※）を行う企業に対し、コロナ禍の影響を受けた2年間に生じた欠損金額について、その投資額の範囲内で、最大5年間、繰越欠損金の控除限度額を最大100%（改正前：所得の金額の50%）とする特例が創設されました。

（※） カーボンニュートラル、DX、事業再構築・再編等



12